

(様式7)

平成 年 月 日

答申

東京農工大学同窓会  
会長 殿

個人情報審査会

平成 年 月 日付で諮問のあった個人情報の取扱いに関する請求決定通知に対する異議申立てについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 原請求決定通知に対する異議申立内容は、「東京農工大学同窓会個人情報の保護に関する規則」に照らして妥当であるので、原請求通り実施するべきであると判断する。  
(一部、 に関して は妥当といえないので、その部分の内容を除いて実施するべきであると判断する。)
2. 原請求決定通知に対する異議申立内容は、「東京農工大学同窓会個人情報の保護に関する規則」に照らして妥当といえないので、異議申立を棄却するべきであると判断する。